

## 募集型企画旅行 旅行条件書

お申込みの前に必ずお読みください。  
お客様の個人情報の利用目的は、裏面の第29項(1)をご確認ください。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

1 募集型企画旅行契約	9 旅行代金に含まれないもの	17 当社による契約の解除(旅行開始後)	25 お客様の責任
2 旅行のお申込み・予約	10 契約内容の変更	18 旅行代金の払戻し	26 国内旅行傷害保険への加入
3 契約の成立時期	11 旅行代金の額の変更	19 旅程管理	27 事故等のお申し出について
4 お申込み条件	12 お客様の交替	20 添乗員等	28 旅行条件・旅行代金の基準期日
5 契約責任者によるお申込み	13 お客様による契約の解除(旅行開始前)	21 保護措置の実施	29 個人情報のお取り扱い(重要)
6 「旅程表」(確定書面)の交付	14 当社による契約の解除(旅行開始前)	22 当社の責任	30 ご注意
7 旅行代金及びお支払い期限	15 取消料	23 特別補償	
8 旅行代金に含まれるもの	16 お客様による契約の解除(旅行開始後)	24 旅程保証	

平成21年2月1日改訂

### 1 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社ジャルツアーズ(以下「当社」という)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」という)を締結することになります。
- 契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ及び本旅行条件書(以下「契約書面」という)のほか、出発前にお渡しする「旅程表」と称する確定書面(以下「旅程表」という)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」という)によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 2 旅行のお申込み・予約

- 所定の旅行申込書(以下「申込書」という)に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます(なお、旅行パンフレット、ホームページにこれと異なる金額の申込金の記載がある場合は、その定めるところによります)。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金(お1人様)	申込金
30,000円未満	6,000円
30,000円以上60,000円未満	12,000円
60,000円以上90,000円未満	18,000円
90,000円以上	旅行代金の20%

- 当社及び旅行パンフレット裏面の受託販売欄に記載された当社の受託旅行者又は受託旅行者代理業者の営業所(以下「当社」という)は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます(受託旅行者によりこれらの取り扱いの一部ができない場合があります)。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾

した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます(受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、Eメール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

- 通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次のほか、第3項(2)、第13項(1)及び第18項(2)によります。

- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することができます(以上を「通信契約」といいます)。なお、受託旅行者により当該取り扱いができない場合や取り扱いができるカードの種類に制約がある場合があります(所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は通信契約には該当せず、通常の契約になります)。
- ②通信契約のお申込みの際、会員のお客様はお申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- ④与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。なお、この期日までにお支払いがないときは、第14項(1)によります。
- ④お申込みの時点で満席、満室その他の事由により契約の締結の承諾が直ちにできない場合において、お客様が引き続き契約の締結を希望されるときは、当社は、お客様の承諾を得て、当社のお客様

に対する契約締結の承諾をお待ちいただける期限(以下「期限」という)をお客様と確認のうえウェイトイング(予約待ち)のお客様として登録し、手配の完了に向けて努力することがあります。この場合、当社は、申込金と同額以上の金額の預り金を収受し、契約締結の承諾ができる(予約が可能となる)状況になった場合は、契約締結を承諾する旨の通知(以下「承諾通知」という)をするとともに、承諾通知をした時点において預り金を申込金に充当します。なお、「当社らの承諾通知の前に、お客様よりウェイトイングのお客様としての登録の撤回のお申し出があった場合」又は「期限までに当社による承諾通知ができなかった場合」は、預り金を全額払戻します。

- 本項(4)のウェイトイングのお客様の登録は、手配の完了を保証するものではありません。

### 3 契約の成立時期

- お客様との契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。
  - ①店頭及び当社らの外務員による訪問販売の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、当社らが第2項(1)の申込金を受理した時。
  - ②電話等による契約の予約の場合は、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社らがおお客様から第2項(1)の申込金を受理した時。
  - ③第2項(4)のウェイトイングのお客様の場合は、当社らがおお客様に承諾通知をし、当社らが預り金を申込金に充当した時(なお、当社らの承諾通知の前に、お客様からウェイトイングのお客様としての登録の撤回のお申し出がない場合に限り)。
- 通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知を發した時に成立します。ただし、当該契約のお申込みを承諾する旨の通知をインターネット、Eメール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します(お客様がその内容を知り得る状況になった時をいい、お客様が内容を了知した時ではありません)。

### 4 お申込み条件

- 未成年の方のみのご旅行の場合、保護者(法定代理人)の同意書が必要です。
- 中学校入学前の方のみのご旅行の場合、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- 最少催行人員は、特に明示をしていない限り1名様(ただし、コースに1名様での参加ができない旨の表示がある場合は2名様)とします。
- ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お申込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について添乗員又は係員にご連絡いただきます。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- 特に明示をしていない限り他のお客様との相部屋のお取り扱いはいたしません。
- その他当社らの業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

### 5 契約責任者によるお申込み

- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」という)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 6 「旅程表」(確定書面)の交付

- 当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。
- 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、本項(1)の契約書面(本書面が契約締結前における取引条件説明書面として交付される場合を含む)又は本項(1)の「旅程表」の交付に代えて、これらの書面に記載すべき事項(以下「記載事項」という)をホームページ上への表示等IT技術を利用して提供したときは、これらの書面を交付したものとみなし、お客様の使用するパソコン等の通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。また、お客様の使用する通信機器にファイルが備えられていないときは、当社の通信機器に記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認します。なお、当社らの業務上の都合により、本項のお取り扱いをしない場合があります。
- 本項(1)の「旅程表」は、第20項(1)のクーポン類とともに、お客様が旅行サービスを受けるために必要な書面としてもご使用いただけます。

### 7 旅行代金及びお支払い期限

- 「旅行代金」(募集広告、旅行パンフレット、ホームページの価格表示欄(以下「価格表示欄」という)に「旅行代金として表示した金額」)は、特に注釈のない限り、旅行開始日を基準として年齢が満12歳以上の方はおとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方は子ども旅行代金となります。
- 旅行代金におとな・子どもの区分表示がない場合は、満3歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。
- 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。
- 「追加代金」(価格表示欄に「追加代金として表示した金額」とは、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊施設指定の選択、延泊等による宿泊代金等、基本代金に追加する旅行代金をいいます。
- 「割引代金」とは、価格表示欄に「〇〇〇割引」として割引代金を表示したものをいいます。
- 「お支払い対象旅行代金」とは、旅行代金と追加代金の合計額から割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額が第2項(1)の「申込金」、第15項の「取消料」、第14項(1)の「違約料」及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。
- 旅行代金(申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

### 8 旅行代金に含まれるもの

- 旅行パンフレット、ホームページの旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。